

さつま町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

策 定 平成29年 9月20日

見直し 令和 4年10月20日

さつま町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

さつま町においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

本町の中山間地においては、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作や飼料の作付けが盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、さつま町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を平成29年9月20日に策定した。

この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしていた。

今回、鹿児島県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」に基づき、令和12年度を目標として、本指針を以下のとおり見直す。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年4月)	3,050 ha	2.1 ha	0.068 %
3年後の目標 (令和7年4月)	3,050 ha	1.8 ha	0.059 %
目 標 (令和12年4月)	3,050 ha	1.3 ha	0.042 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（eMAFF農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「遊休農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された遊休農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	3,050 ha	937.96 ha	30.8 %
3年後の目標 (令和7年4月)	3,050 ha	1,103.56 ha	36.1 %
目 標 (令和12年4月)	3,050 ha	2,745.00 ha	90.0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理

機構に貸付けを希望する遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の受け手が少ない又は受け手がない地域においては、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年4月）	1 1 人 （ 3 . 5 7 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （令和7年4月）	1 7 人 （ 5 . 3 7 ha）	1 法人 （ 0 . 3 ha）
目 標 （令和12年4月）	2 7 人 （ 8 . 3 7 ha）	3 法人 （ 0 . 9 ha）

注：現状については、令和元年度から令和3年度までの新規参入経営体数

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

関係課・県・JAと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。

4. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。